

## 国民年金保険料の免除制度について

所得が少ないときや失業等により国民年金保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。



### ★過去2年まで遡って免除申請できます

申請月の2年1カ月前の月分まで遡って免除申請ができます。

ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

#### ①免除制度（全額免除・一部免除※）

本人、配偶者、世帯主それぞれの、申請年度の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料の全額または一部が免除となります。

※一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除 があります。

#### ②納付猶予制度

50歳未満(※)の方で、本人、配偶者それぞれの、申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

#### ③学生納付特例制度

学生の方で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額に…	計算される	計算される (注1)	計算される (注1,2)	計算されない	計算されない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間)

- ・全額免除の場合：2分の1
- ・半額免除の場合：4分の3
- ・4分の3免除の場合：8分の5
- ・4分の1免除の場合：8分の7

(注2) 一部免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

## 年金相談をご利用ください

年金記録の確認、年金の請求、年金見込額の試算など、国民年金・厚生年金についての相談・手続きをお受けしますのでご利用ください。

◇相談時間 10:00~11:30、13:00~15:00

◇電話予約 田辺年金事務所 ☎0739-24-0435

◇電話予約方法 自動音声による案内が流れます。「プッシュボタン[2]を押す。」か、「自動音声案内終了後に職員が応答するまでお待ちください。」

相談を希望する方は、田辺年金事務所への電話予約が必要です。電話予約は各相談日の1か月前からできます。



相談日	相談場所
平成29年11月16日(木)	市役所3階会議室
平成30年1月18日(木)	市役所3階会議室
// 3月15日(木)	市役所5階会議室